

契約法1講義

第三者のためにする契約

明治学院大学法科大学院教授
加賀山 茂

2014/10/21 Lecture on Contract 1

第三者のためにする契約

目次 (下枠の をクリックすると、この目次に戻る)

- **第1節 機能と課題**
 - 第1款 [位置づけ](#) (体系図)
 - 第2款 [適用領域](#) (分野図)
 - 第3款 [機能](#) (リスト)
 - 第4款 [課題](#)
- **第2節 条文の理解**
 - 第1款 [定義と典型例](#)
 - 第2款 [民法537条](#)
 - 第3款 [民法538条](#)
 - 第4款 [民法539条](#)
- **第3節 代表例の理解**
 - 第1款 [生命保険](#)
 - [大判大正5・7・5民録22輯1336頁](#)
 - 第2款 [債務引受](#)
 - [旧民法財産編第496条の図解](#)
 - [大判大6・11・1民録23輯1715頁](#)
 - 第3款 [契約の地位の譲渡](#)
 - [最二判昭46・4・23民集25巻3号388頁](#)

2014/10/21 Lecture on Contract 2

第1節 第三者のためにする契約の機能と課題

1. 第三者のためにする契約の位置づけ
2. 第三者のためにする契約の適用領域
3. 第三者のためにする契約の機能
4. その機能が活用されていないのはなぜか？

2014/10/21 Lecture on Contract 3

第三者のためにする契約 — 民法典上の位置づけ —

2014/10/21 Lecture on Contract 4

第三者のためにする契約 民法, 特別法, 判例の適用可能領域

2014/10/21 Lecture on Contract 5

「第三者のためにする契約」の効用 わが国の学説・判例の盲点

- ◆ 「第三者のためにする契約」は、様々な制度を公正に構築できる優れた制度である。しかし、現状では、その利点が活かされていない。
 - 「振込制度」の前身である「電信送金契約」に関して、判例は「**第三者のための契約ではない**」と断定した(大判大11・9・29民集1巻557頁、最一判昭43・12・5民集22巻13号2876頁)。
- ◆ これが、「第三者のためにする契約」の解釈学の悲劇の始まりである。
 - その後、振込についても、「判例(大判昭9・5・25民集13巻829頁)は、**振込契約を第三者のための制度ではないと判断している**」という考え方が通説となっている。
- ◆ このため、「第三者のためにする契約」に基づいて振込制度の基礎理論を形成するという機会が阻害されている。

2014/10/21 Lecture on Contract 6

「第三者のためにする契約」の効用 わが国の学説・判例の混迷

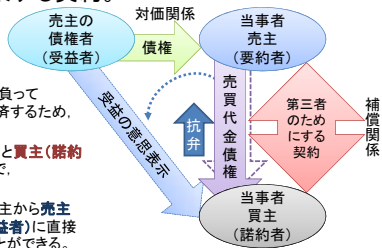
- ◆ 「誤振込」についても「第三者のためにする契約」からのアプローチが不在である。
 - ◆ 「振込契約」に関する判例解釈の混乱が原因となって、「誤振込」事件に関して、最高裁は「原因関係がなくても振込は有効」という「珍説」を採用するに至っている。
 - 最二判平8・4・26 民集50巻5号1267頁
「振込みの原因となる法律関係が存在しない場合であっても、受取人と銀行との間に、振込金額相当の普通預金契約が成立する。」
 - ◆ このため、反社会的集団による「振り込め詐欺」に対しても、「原因関係がなくても振込は有効」であるという判例法理が足枷となつて、適切な対処できないという混迷状態が続いている。
 - ◆ そこで、「第三者のためにする契約」について、原点に立ち返って基礎的研究を行い、その効用を再評価をすることが必要となっている。

第2節 第三者のためにする契約の 条文(立法理由と判例)の理解

- 第1款 第三者のためにする契約の定義と典型例
- 第2款 民法537条(当事者と効力)
- 第3款 民法538条(変更可能時期)
- 第4款 民法539条(抗弁の対抗)

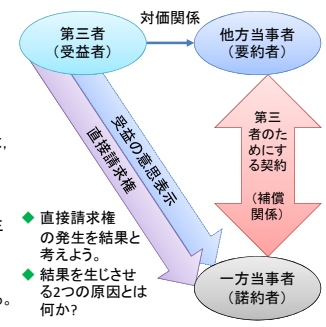
「第三者のためにする契約」の意義 典型例の検討

- 契約当事者の一方(諾約者)が、第三者(受益者)に対して直接債務を負担することを契約の相手方(要約者)に約束する契約。
- 典型例
 - 原因(対価)関係
 - 売主が、その債権者に負っている債務を弁済するため、
 - 当事者
 - 売主(要約者)と買主(諾約者)間の約束で、
 - 効果
 - 売買代金を買主から売主の債権者(受益者)に直接支払わせることができる。



第三者のためにする契約 民法537条の理解

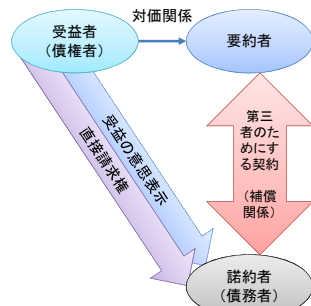
- 第537条(第三者のためにする契約)
 - ① 契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する。
 - ② 前項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して同項の契約の利益を享受する意思を表示した時に発生する。



- ◆ 直接請求権の発生を結果と考えよう。
- ◆ 結果を生じさせる2つの原因とは何か?

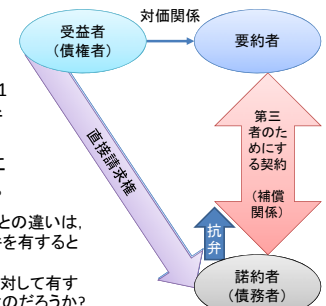
第三者のためにする契約 民法538条の理解

- 第538条(第三者の権利の確定)
 - 前条の規定により第三者の権利が発生した後は、当事者は、これを変更し、又は消滅させることができない。



第三者のためにする契約 民法539条の理解

- 第539条(債務者の抗弁)
 - 債務者は、第537条第1項の契約に基づく抗弁をもって、その契約の利益を受ける第三者に対抗することができる。
 - ◆ 第三者のための契約と、更改との違いは、諾約者が受益者に対して抗弁を有するという点である。
 - ◆ それでは、諾約者が受益者に対して有する抗弁とは、どのような抗弁なのだろうか?



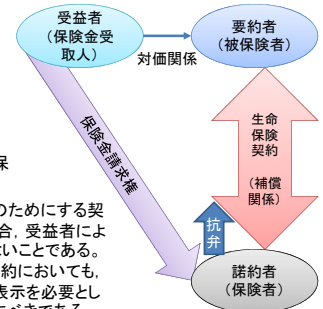
第3節 第三者のためにする契約の代表例

- 第1款 生命保険契約
- 第2款 債務引受(立法理由の再検討)
- 第3款 契約上の地位の譲渡

第三者のためにする契約の代表例 (1) 生命保険契約

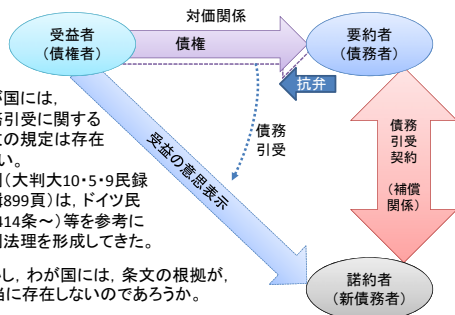
■ 保険法 第42条 (第三者のためにする生命保険契約)

- 保険金受取人が生命保険契約の当事者以外の人であるときは、当該保険金受取人は、当然に当該生命保険契約の利益を享受する。
- ◆ ここでのポイントは、第三者のためにする契約としての生命保険契約の場合、受益者による受益の意思表示は必要ないことである。
- ◆ 一般の第三者のためにする契約においても、事情によっては、受益の意思表示を必要としない場合がありうる点に注意すべきである。



第三者のためにする契約の代表例 (2) 債務引受

- わが国には、債務引受に関する明文の規定は存在しない。
- 判例(大判大10・5・9民録27輯899頁)は、ドイツ民法(414条〜)等を参考に判例法理を形成してきた。
- ◆ しかし、わが国には、条文の根拠が、本当に存在しないのだろうか。

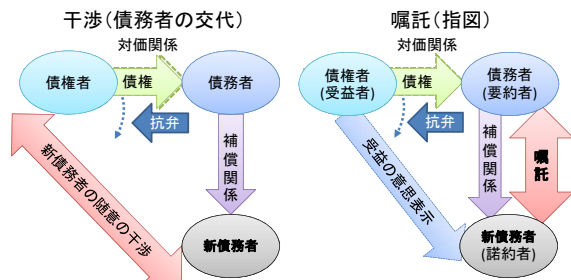


債務引受を第三者のためにする契約として認めた判例

■ 大判大6・11・1民録23輯1715頁

- 第三者給付の契約は、契約当事者が契約の目的たる給付の上に第三者をして一定の権利を取得せしむる目的を以て当事者の一方が相手方に対し第三者に給付すべきことを約するに因りて成立するものなれば、
- 要約者と第三者との間に新なる独立の給付を約したる場合のみならず、
- 既存債務の履行を引受け支払を為すことを約する場合に於ても、当事者の意思が第三者をして権利を取得せしむるに在るときは、
- 第三者の爲めにする契約は成立するものとす。

債務引受の根拠規定は存在しないのか? 旧民法財産編第496条の価値



このように、旧民法では、2種類の債務引受が実現されている。現行民法の立法者は、この点を理解できず、債務者の交代による更改を規定するに留めてしまった。

債務引受の根拠規定は存在しないのか? 旧民法財産編第496条の価値(3)

旧民法財産編第496条 債務者の交替に因る更改

- ① 債務者の交替に因る更改は、或は旧債務者より新債務者に為せる囑託[délégation]に因り、或は旧債務者の承諾なくして新債務者の随意の干渉[l'intervention spontanée]に因りて行はる。
- ② 囑託には完全[免責的]のもの有り、不完全[併存的]のもの有り。
- ③ 第三者の随意の干渉[l'intervention spontanée d'un tiers]は下に記載する如く除約[novation par expromission]又は補約[simple adpromission]を成す。

ドイツ民法 債務引受 (Schuldübernahme)

- 第414条 (債権者・引受人の契約)
 - 債務は、第三者が債権者との契約により、旧債務者に代わって債務者となる方法をもってこれを引き受けすることができる。
- 第415条 (債務者・引受人の契約)
 - 第三者が債務者と契約した債務の引き受けは、債権者の追認によってその効力を生じる。追認は、債務者又は第三者が債務の引き受けを債権者に通知した後になすことができる。追認がなされる間は、当事者は契約を変更又は破棄することができる。...

債務引受の根拠規定は存在する 民法514条, 537条との組み合わせ

債権者・新債務者間の契約

- 民法514条
(債務者の交代による更改)
 - 債務者の交替による更改は、債権者と更改後に債務者となる者との契約によってすることができる。ただし、更改前の債務者の意思に反するときは、この限りでない。
- 民法514条の基礎となった旧民法財産編496条には、このほかに、債務者と旧債務者の合意と債権者の承認による債務引受の規定が用意されていた。
これを補うものとして、現行民法537条が大きな役割を果たしうる。

債務者・新債務者間の契約

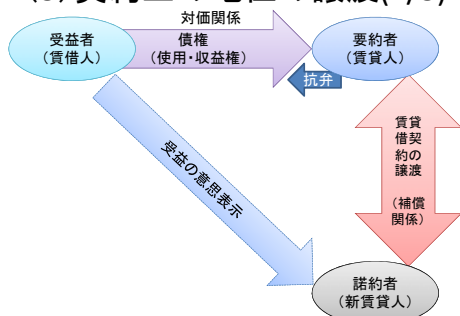
- 民法537条
(第三者のためにする契約)
 - 契約により当事者の一方が第三者に対してある給付をすることを約したときは、その第三者は、債務者に対して直接にその給付を請求する権利を有する。
 - 前項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務者に対して同項の契約の利益を享受する意思表示をした時に発生する。

第3節 第三者のためにする契約の 代表例

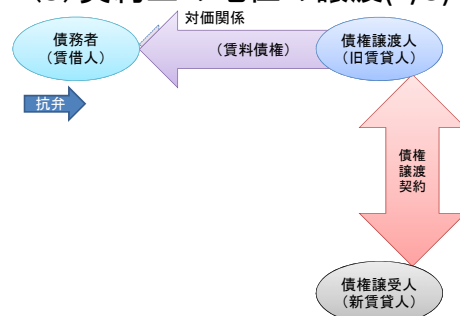
第3款 契約上の地位の譲渡

1. 契約上の地位の譲渡を債権譲渡と債務引受の方法とを使って構成できるか?
2. その場合、契約上の地位の譲渡の当事者は、誰と誰になるか?
3. もしも、第三者のための契約として構成する場合には、当事者は誰になるか?

第三者のためにする契約の代表例 (3) 契約上の地位の譲渡(1/3)

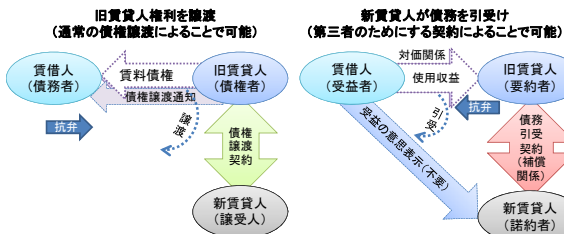


第三者のためにする契約の代表例 (3) 契約上の地位の譲渡(2/3)



契約上の地位の譲渡 (3/3)

同一当事者間の契約で権利と義務を同時に移転する方法の解明



最二判昭46・4・23民集25巻3号388頁

質貸人の地位の譲渡の場合、新所有者に義務の承継を認めることが質借人にとって有利であるから、質借人の承諾を必要とせず、旧所有者と新所有者間の契約をもってこれをなすことができる。

契約上の地位の譲渡を第三者のために する契約として構成することは可能か?

■ 最二判昭46・4・23民集25巻3号388頁

- 土地の質貸借契約における質貸人の地位の譲渡は、質貸人の義務の移転を伴うものではあるけれども、
- 質貸人の義務は質貸人が何びとであるかによって履行方法が特に異なるわけのものではなく、また、土地所有権の移転があつたときに新所有者にその義務の承継を認めることがむしろ質借人にとって有利であるというのを妨げないから、
- 一般の債務の引受の場合と異なり、特段の事情のある場合を除き、
- 新所有者が旧所有者の質貸人としての権利義務を承継するには、質借人の承諾を必要とせず、旧所有者と新所有者間の契約をもつてこれをなすことができると解するのが相当である。→[図解](#)